

令和 2 年

# 社会文教常任委員会会議録

令和 2 年 6 月 2 4 日

田 上 町 議 会

令和 2 年 第 4 回 定 例 会  
社会文教常任委員会会議録

---

---

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和 2 年 6 月 2 4 日 午前 9 時 0 1 分
- 3 出席委員
- |     |           |       |           |
|-----|-----------|-------|-----------|
| 1 番 | 小野澤 健 一 君 | 7 番   | 今 井 幸 代 君 |
| 2 番 | 品 田 政 敏 君 | 9 番   | 熊 倉 正 治 君 |
| 6 番 | 中 野 和 美 君 | 1 3 番 | 高 橋 秀 昌 君 |
- 4 欠席委員  
な し
- 5 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |         |         |                 |         |
|---------|---------|-----------------|---------|
| 町 長     | 佐 野 恒 雄 | 保健福祉課長          | 渡 邊 賢   |
| 副 町 長   | 吉 澤 深 雪 | 教育委員会<br>事務局長   | 小 林 亨   |
| 教 育 長   | 安 中 長 市 | 教育委員会<br>事務局長補佐 | 諸 橋 弘 樹 |
| 町 民 課 長 | 田 中 國 明 |                 |         |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- |        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 渡 辺 明   |
| 書 記    | 中 野 祥 子 |
- 7 傍聴人  
新潟日報社 三條新聞社
- 8 本日の会議に付した事件
- 議案第 3 1 号 田上町公民館条例の一部改正について
- 議案第 3 2 号 田上町交流会館条例の一部改正について
- 議案第 3 3 号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 3 8 号 令和 2 年度田上町一般会計補正予算（第 4 号）議定について中  
第 1 表 歳出の内
- |     |              |
|-----|--------------|
| 2 款 | 総務費（2 項、3 項） |
| 3 款 | 民生費          |
| 4 款 | 衛生費          |

10款 教育費

議案第39号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について

議案第40号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について

---

午前9時01分 開 会

---

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、皆さん、改めましておはようございます。

それでは、社会文教常任委員会付託案件審査を行いたいというふうに思います。次もありますので、挨拶は省略をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

副町長から一言ご挨拶あればお願いいたします。

副町長（吉澤深雪君） 改めて、おはようございます。社会文教常任委員会付託議案の審査ということで、よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、本委員会に付託されました案件は、議案第31号 田上町公民館条例の一部改正について、議案第32号 田上町交流会館条例の一部改正について、議案第33号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第38号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第4号）議定について中、第1表、歳出のうち2款総務費、2項、3項、3款民生費、4款衛生費、10款教育費、議案第39号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について、議案第40号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についてです。

今ほど総務産経常任委員長より議案第38号のうち4款衛生費、1項保健衛生費、6目新型コロナウイルス対策費について連合審査の申入れがありました。いかがいたしましょうか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、総務産経常任委員会との連合審査の開催につきまして、総務産経常任委員長の申入れに同意することとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認め、連合審査会の開催について受入れをしまいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

午前9時02分 休 憩

---

午後2時25分 再 開

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、定刻1分前ではありますが、皆さんおそろいであるので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

最初に、議案第31号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） お疲れさまでございます。議案書24ページのほうをお願いしたいと思います。議案第31号 田上町公民館条例の一部改正についてでございますが、こちらのほう道の駅の建設に当たりまして土地の分筆が行われましたことから、交流会館の地番が変更されたことによりまして、公民館条例の所在地の修正のための一部改正を行うものであります。

内容といたしましては、資料ナンバー3を御覧いただきたいと思います。これまで原ヶ崎新田の3072番地ということでしたが、枝番が振られまして、3072番地1ということに変更になったものでございます。

以上でございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 大変素朴な質疑で申し訳ないのですが、私は本田上にあった公民館がここに移ったのだから、そのまま条例があることについて何も違和感なく受け取っていたのですが、今回の条例改定案を見て感じたのは、町交流会館の施設の中に町公民館があるわけなのだが、こういう場合というのは2つの条例を設置しなければならないという理由づけがよく分からなくなってしまったのです。公民館と交流会館は異質なもののだから、2つの条例が必要だと見るべきなのか、それとも交流会館自体はもともと法律でいう生涯学習、社会教育上の施設であるわけだし、公民館も社会教育上の施設になるわけですから、同じものなのに、名称が違うだけで2つの条例が必要なのかなという疑問を感じたのですが、これについて解明していただきたいなと思いますので、よろしく。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 高橋委員の質問にお答えいたします。

田上町交流会館については社会教育法の施設ではないという部分でございますし、田上町公民館については社会教育法で定める施設ということで、昨年交流会館が完成したということで、その中に公民館を置くということで、昨年条例のほうを定めさせていただいたものでございます。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 町交流会館が社会教育上の施設と違うと今おっ

しゃいましたよね。つまりそれぞれ性質が違うからということで独立するので、そうすると町交流会館は社会教育上の施設ではなくて、どういう施設に該当するのですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 交流会館については、町の公共施設ということで設置をしております。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） かつて生涯学習センターとか一時いったこともあるのですが、全くそういうものではなくて一般公共施設なのだと、それが交流会館なのだという受け取り方でよろしいでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 詳細のほうは補佐に回答させますので、お願いいたします。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） ちょっと前の状況で私も記憶がうろ覚えなのですが、生涯学習施設というのは社会教育法にはなかったという私認識です。ただ公共施設という形になっていたと思います。社会教育施設というのは、社会教育法に載っているのが公民館だったと思います。たしかここ補助金をもらう関係で公民館は補助対象外だよということで、全く別の建物を建てなければいけなかったということで、生涯学習施設という形で、ただその中には公民館の機能を兼ね備えたという後づけの理由というか、今まで公民館は同じようにあるのだという形にしたかったので、わざわざ分けている状態だったと思います。

以上です。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 私も昨日あたりから疑問に感じていたのですが、私ももう一度勉強し直しますけれども、国の予算措置の関係で今いう公民館、生涯学習センター等に対する建設補助要綱というのがありまして、国家予算の範囲内で補助するという一項があるのです。しかし、実際には今の内閣の下には生きていないために補助はないですよと言っているのだと思うのです。でも、生涯学習センターは私の記憶の中では、公民館と同じような性質のものというふうに受け止めていますので、今正しいお答えをいただくつもりありませんので、今疑問に感じたものですから、ぜひそちらのほうも調査していただきたい。私も独自に勉強させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第31号に対する質疑は終了します。

次に、議案第32号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） それでは、26ページのほうをお願いしたいと思います。議案第32号 田上町交流会館条例の一部改正についてでございますけれども、こちら先ほどの議案第31号の議案同様、道の駅建設に当たり土地の分筆が行われたことから、交流会館の地番が変更されたため、所在地の修正のための一部改正を行うものであります。内容については先ほどの公民館条例と同一でございますので、よろしくお願いたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第32号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第33号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） お疲れさまです。それでは、議案書の28ページをお願いしたいと思います。議案第33号 田上町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。この一部改正につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しました被保険者等に対して、国民健康保険税を減免するための規定を追加をさせていただいたものであります。

それで、前もって皆様のお手元のほうに、右上に議案第33号参考資料という表面だけのA4の資料と、それから議案第33号追加資料という今度両面の資料2枚行っているかと思っておりますので、それもお手元に出していただきまして、説明のほうをお聞きいただきたいと思っております。

それではまず、条例の関係でありますけれども、資料ナンバー5を御覧いただきたいと思っております。新旧対照表です。まず、現行の田上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということでありまして、減免の関係は16条の第4号に前3号に掲げる者のほか特別の事由がある者ということで、今般新型コロナウイルスを名指しするような形ではなくて、今後何があるか分からないというような部分で、このような形で特別の事由というものをつけさせて、追加させていただいております。

それから、16条の第2項のところ、後段になりますが、ただし町長が特別の事情があると認めるときは、この限りではないというようなことで1文ここに足らせていただいております。これにつきましては、今般の減免の対象となるものが令和2年2月1日からということで、本来減免でありますと納期前に減免の申請を上げ

ていただくという必要があるわけですが、今般の新型コロナウイルスに係る対策につきましては、国のほうは令和2年2月1日からの納期の分を対象にしているということで、ここに町長が特別の事情があると認めるときはこの限りではないという、減免申請書の提出の期限を特別に認めるというような形で、この部分を足らせていただいているということでもあります。

そうしますと、ではどこで新型コロナウイルスの関係のものを減免でうたったのだという話になるかと思うのですが、それで議案第33号の参考資料のほうを御覧いただきたいと思います。そのところの例規関係についてということで、二重丸のその下のところにゴシックで太くなっておりますが、上段につきましては、今ほど説明をさせていただいた条例のほうの改正の部分でありまして、後段の田上町国民健康保険税減免取扱要綱というものがございまして、その要綱を改正をし、令和2年4月施行で、対象となる期間は令和2年2月以後の納期に適用していくのだというようなことで、この要綱を改正をしておるというような内容でございます。

それで、具体的に減免の対象となる世帯はどのようなのだというのが、その下の真ん中の丸のところになります。①として、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯、これ具体的に何を言っているのだというようなことになるわけですが、重篤な傷病とはどのような状態かといいますと、基本的には医師による診断書等で判断しますが、1か月以上の治療が必要と認められる状態から、それに該当してくるだろうというようなことで国のほうからは来ております。

それから、2つ目として、②のところになりますが、主たる生計維持者の事業収入等、給与収入、不動産収入、山林収入などの減少が見込まれ、下記要件に全て該当する世帯ということで、1つ目として世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が、前年事業収入等の10分の3以上減った方がまず対象になります。それから、世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法云々と書いてありますが、いずれにしろ合計所得金額が1,000万円以下でなければならないということ。それから、減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることということで、例えば給与収入と農業収入がある方がいらっしゃいまして、給与収入は10分の3減ったのですが、農業所得で前年度450万円所得があるよというような人については、対象にならぬよということでもあります。この3つの条件を全てクリアしないと②の減免の対象にはならないということでもあります。

それから、減免額についてでございますが、今ほど説明しました減免の対象とな

る世帯で説明した①については全額減免ということになりますし、②の1から3に全て該当する方については、対象保険税額掛ける減免割合ということでそこに算式が示されておりますが、それらに基づいて計算をしたものが減免されるということでもあります。ここの詳細については、後ほどまた追加資料のほうで説明させていただきたいと思います。

それで、減免の割合ですが、これは国のほうで示してある基準になりますけれども、前年の合計所得金額に応じまして、それぞれ全額免除から10分の2の免除というようなランクづけとございますか、所得に応じてなっているというような状況でありまして、それで減免割合の表の右側のほうに目をやってみますと、直近、これまだ本算定が終わっていませんので、6月の頭の頃の状況なのでありますが、田上町においては、給与所得者でいいますと300万円以下の所得の方が324件、それから400万円以下ですと、これ世帯です。50世帯。それから、550万円以下であると33世帯というような形で、全部で給与所得者の方は430世帯ありますと。それから、隣に行きますと、営業所得の方もそれぞれその所得の内訳でいいますと、全部で148世帯いるというような状況でありまして、今田上町の国保の世帯数としましては、1,700世帯ちょっとであります。そのうちの約3分の1の方々がともしたら該当してくるのかなという、マックスそのような状況になっておるといようなことでもあります。

それから、次の減免対象年度であります。先ほども申し上げましたが、令和元年度2月1日から令和2年度の国民健康保険税でございます。それで、これにつきましては、全額国の財政措置を受けられるということでありまして、令和元年度につきましては10分の10特別調整交付金で頂きますし、令和2年度の10分の4については特別調整交付金で頂いて、令和2年度の10分の6につきましては、災害等臨時特例補助金というもので財源補填をしていただけるといような内容になってございます。

それで、もう1枚の議案第33号の追加資料のほう御覧いただきたいと思います。ここで非常に難しいなという部分が主たる生計維持者とはということですが、そこに記載しておりますとおり、資料のほうよろしいでしょうか。

(第33号追加資料の声あり)

町民課長（田中國明君） はい、よろしいでしょうか。その一番上になりますが、主たる生計維持者という考え方がありますが、原則的には住民基本台帳上の世帯主としておると。これは国のほうの考え方でございます。ただし申告により変更できますよといようなことでもあります。そういう考え方でございます。田上町として

は、その世帯の国保に加入されている方で影響がある方、それで原則住民票上の世帯主とはいうものの、それぞれの状況を見まして柔軟に対応していきたいという考え方でいます。

なぜそのような考え方かというのがその下の米印のところでありまして、世帯主と別に主たる生計維持者が存在している場合、そちらを主たる生計維持者と認定する保険者判断の余地がありますよと、国のほうからもそれをおおむね認めていただいている部分でありますので、そのような形で田上町としては対応していきたいということで考えているところであります。

それで、具体的な例示ということで3つほど具体例がありますが、まず1つ目、Aさん、Bさん、Cさんの3人家族ですと。Aさんが国保に入っていて、所得が250万円で、この方が新型コロナウイルスの影響があって10分の3以上減ったというような状況でありますけれども、そのときに計算する算定の資料としては、右側のほうに括弧して②の額250万円、③の額430万円というふうに書いてありますが、ここの数字が裏面の先ほどの計算式の真ん中からちょっと上のほうにありますが、減免対象保険税額の算定というところが御覧いただけるかと思えます。①、年間保険税額掛ける②、減少が見込まれる所得額というのが分子になるわけでありまして、③の世帯全員の前年の合計所得額が分母になって、減免対象保険税額を算定することになるのですが、その際に見るのがAさん、Bさんの所得を足したものが430万円、その分の新型コロナウイルスの影響を受けた生計維持者であるAさんの分が250万円ということで、年間の保険額から実際に影響を受けた人の分を引いて、減免の率を掛けていくというような計算式になるのであります。そのようなことをご理解いただきたいと思えます。

あと、3番目の例のところ、A、B、C、Dと4人家族で、子、子の妻ということで、この2人が新型コロナウイルスの影響があったというような場合、どっちが得かというふうな、普通でいえば子の250万円のほうが優先されるべきところなのでしょうけれども、今回の場合は主たる生計維持者というのはその世帯でお決めいただくというようなことになっておりますので、町としてはこういうようなケースの場合、こっちで計算するとこれだけの減免になるし、こっちで計算するとこれだけの減免になりますよというようなこともお示しした中で、その世帯で判定をさせていただくというようなことで考えておりまして、実際にこのケースでいいますと、Cさんがなった場合には減免割合としては、先ほど300万円以下全部と言いましたので、10分の10の減免割合になりますが、400万円のDさんがもし生計維持者だよとい

うことになると、10分の8ということで20%の負担は出てくるわけです。そうなのですが、恐らくこのケースでいうとDさんが生計中心者になって、減免を受けるのがこの世帯にとって一番いいのかなというような結果になろうかと思っています。それで、この辺については柔軟に対応していきたいというふうなことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、今度裏面のほうを御覧いただきたいと思います。実際に収入減による減免額の例でございます。夫婦40歳以上と子ども1人の3人世帯で、前年の総所得金額等の合計が381万円であったというような場合です。主たる生計者の所得が346万円、妻が35万円ということで、世帯の合計の収入としては600万円の、所得が381万円という例です。そうしますと、年間の田上町の国民健康保険税額としましては51万500円ということになりまして、Aさんが新型コロナウイルスの影響によりまして、収入が30%以上減少したというようなことで計算すると、まず年間の保険税額51万500円に③の世帯全員の合計所得金額が381分のAさんの前年の所得金額ということで346万円で、これ計算しますと46万3,603円になります。これが実際に影響を受けるAさんの分の保険税額ということになりまして、これに対して所得に応じた減免割合、その下のところにありますが、Aさんは所得が346万円ですので、400万円以下になるということで、減免割合である10分の8を掛けて、減免額の37万800円というのを導き出します。それで、51万500円から37万800円を引きますと、減免後の保険税額として、また上のほうに戻りますが、13万9,700円の保険税を納めていただくというような計算をしていくということになります。基本的に減免の関係はこうなります。

それから、その下にもう一つ参考ということで、会社都合等による退職、今回の新型コロナウイルスの影響を受けて、逆に新型コロナウイルスの影響は受けたのですけれども、それで会社を解雇なりになったという方で失業保険を受給できる方は、今回新型コロナウイルスのほうの減免のほうは受けられずに、非自発的退職者扱いということになりまして、もともとここについては従来の国保の制度がございまして、前年の所得金額の7割を減じて課税をするという制度がございまして、今回そういう方は失業保険を受給できますので、そちらの制度を受給していただくという形になりますので、そうしますと、その下にありますけれども、同じ所得で計算した場合に、その方でいいますと約20万9,900円ということで、7万円ほど税金でいうと違うのですけれども、ここは失業保険を受給しているという大前提がありますので、そのような形で対応していくというようなことになりますので、よろしく願

いしたいと思います。

説明が少し長くなりましたが、以上で説明のほう終わらせていただきます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） 手続上の確認なのですが、失業保険を受けている方の場合、今回の減免の対象外になるわけなのですが、その場合失業保険を受けるという前提の7割を減じていただく場合の離職証明書を役場に提出するような形でよろしかったでしょうか。

町民課長（田中國明君） おっしゃるとおりでございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方、ご発言願います。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、議案第33号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第38号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書45ページを御覧いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、一般会計の補正の関係になりますけれども、45ページ、まず2款総務費、2項徴税费、1項税務総務費の関係でございます。今回補正額としてお願いいたしますのは、141万3,000円の増額をお願いするものであります。内容といたしましては、4月の定期人事異動により増額をお願いするものでございまして、内容といたしましては、町民課税務係のほうの人件費の部分になりますけれども、主事1人が転出をし、係長新任で新しく1人転入、それから前係長である者が副参事に昇格した関係で、141万3,000円の増額をお願いするということとなります。それから、総体の人員につきましては、昨年度よりも元に戻りまして7名というような状況であります。

それから、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の関係でありますけれども、今回542万1,000円の減額をお願いするものであります。内容といたしましては、主査と新採用職員との人的差額がございまして、これも人事異動に伴う内容であります。それから、職員1名育休に入っておりまして、育休分の減額を今回お願いするというような形で、542万1,000円の減額の補正をお願いするという内容でございますので、よろしく願いいたします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 大変お疲れさまです。それでは、46ページ御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。このたび18万9,000円減額をお願いしたいものでございます。説明欄を御覧ください。まず、社会福祉総務事業ということで18万9,000円減で、1節の報酬、事務補助員報酬ということで167万3,000円の増になっております。これにつきましては、4月の定期人事異動によりまして事務職員が1名減となりました。これによりまして、その減分の1名の事務職員、補助員ということで、その分を計上したというものでございます。

続きまして、2節、3節、4節ということで、2節につきまして、給料につきましては188万3,000円の減、3節の職員手当は10万7,000円の増、共済費は8万6,000円の減になっております。これは、先ほどお話しいたしました、4月の定期人事異動によりまして事務職員が1人減となりました。その給与費の差額を整理するものでございまして、当初では10人を見ておりましたけれども、1人減ということで9人ということになったところでございますので、よろしくお願いたします。

続いて、47ページ御覧ください。2目老人福祉費でございますが、2万7,000円の増額をお願いしたいものでございます。説明欄を御覧ください。老人福祉事業、繰出金ということで、介護保険特別会計繰出金2万7,000円の増になっております。これは介護保険の特別会計で説明いたしますので、よろしくお願いたします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 続きまして、3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のほうで267万4,000円の減額とするものでありますが、こちらにつきましては説明欄御覧いただきたいと思っております。児童福祉総務事業で517万6,000円の減額となります。こちらにつきましては、2節の給料から4節の共済費までにつきましては、4月の人事異動により保健師が異動となりまして、職員数が1名減となったことから減額とするものであります。

続いて、児童福祉総務費その他事業で250万2,000円を追加するものでありますが、今ほど説明をいたしました保健師の異動に伴いまして、会計年度任用職員の看護師を1名採用したことによりまして、必要となる経費をお願いするものであります。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、議案書48ページを御覧ください。48ページの3目です。児童手当費12万3,000円を補正するものでございます。説明欄でございますが、児童手当事業、電算業務委託料ということで12万3,000円の増でございます。これにつきましては、令和2年度、児童手当に係りますマイナンバーの情報連携に伴うシステム改修を行うということで、令和2年6月の個人情報データ標準レイアウト改版ということで、そういう改修を行いますので、このたび12万3,000円増とさせていただきます。

続きまして、4款でございます。その下の4款でありますけれども、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。233万3,000円を増額するものでございます。説明欄御覧ください。保健衛生総務事業ということで212万3,000円であります。2節、3節、次のページ行くと4節というふうにありますけれども、これにつきましては、4月の人事異動に伴います給与費の差額を整理するというものでございまして、今回保健師1名増となっております。ですので、当初6人見ておりましたけれども、1人保健師増となりましたので、7人というふうになってございますので、よろしくお願いいたします。

49ページでございます。その他事業でありますけれども、18節負担金補助及び交付金、水道事業会計職員人件費分負担金でございますが、12万円の減でございます。これにつきましては、水道事業会計への児童手当分の負担金ということでございますけれども、4月の定期人事異動によりまして、児童手当を支払っている職員が移動となり、このたび減額をするものでございます。

続いて、その下の27節の繰出金でございます。国民健康保険特別会計繰出金33万円増となっておりますが、これは国民健康保険特別会計で説明がございまして、よろしくお願いいたします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 続きまして、議案書54ページのほうをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費66万円の増額をお願いするものであります。内容については、説明欄御覧いただきたいと思っております。事務局費ということで66万円の増額につきましては、4月の人事異動によりまして、2節の給料から4節の共済費まで増減整理を行うものであります。

続いて、2項小学校費、1目学校管理費9,843万円の増額をお願いするものであります。内容につきましては、説明欄のほうをお願いいたします。田上小学校管理費14万4,000円を追加するものでありますが、10節需用費3万5,000円、こちらのほうはGIGAスクール構想の関係でウェブカメラの購入に充てる費用でございます。

続いて、55ページのほうへ行きまして、13節使用料及び賃借料で10万9,000円を追加するものですが、今後学校の臨時休業に備えまして、通信環境が不十分な世帯にモバイルルーターを貸し出すために、10台分の借り上げ料を計上しているものであります。

続いて、田上小学校整備事業で4,218万4,000円を追加するものであります。12節委託料108万3,000円につきましては、食堂棟の空調設備の設置工事の設計監理業務委託料及び校内情報通信ネットワーク環境整備工事設計・監理業務委託料というこ

とをお願いをするものであります。

14節工事請負費2,468万6,000円につきましては、食堂棟の空調設備の設置工事及び校内情報通信ネットワーク環境整備工事をお願いするものでございます。

17節備品購入費1,569万5,000円につきましては、G I G Aスクール構想の1人1台端末の関係の情報機器端末、こちら児童用229台、教師用17台、計246台の購入経費でございます。

続いて、羽生田小学校管理費で14万4,000円を追加するものでありますが、10節需用費3万5,000円と13節使用料及び賃借料10万9,000円につきましては、田上小学校同様、G I G Aスクールの関係でウェブカメラとモバイルルーターの関係の費用でございます。田上小学校同様の内容であります。

続いて、一番下のほうになりますけれども、羽生田小学校整備事業で5,595万8,000円を追加するものでありますが、こちらは12節の委託料で220万円、それから14節の工事請負費で3,583万円につきましては、給食棟の空調設備と校内情報通信ネットワーク環境整備に係る経費でございます。田上小学校同様の内容となっております。

続いて、17節備品購入費の1,792万8,000円につきましては、こちらG I G Aスクールの関係でございますが、情報機器端末児童用263台、教師用18台、計281台の購入経費でございます。

続いて、3項中学校費、1目学校管理費3,056万6,000円の増額をお願いするものでございます。内容については、説明欄のほうをお願いいたします。田上中学校管理費で14万4,000円を追加するものでありますが、10節需用費3万5,000円と13節使用料及び賃借料10万9,000円につきましては、小学校同様ウェブカメラとモバイルルーターの費用となっております。

田上中学校整備事業で2,922万円を追加するものでありますが、12節委託料99万円につきましては、校内情報通信ネットワーク環境整備工事設計・監理業務委託料となっております。

57ページのほうお願いしたいと思います。14節の工事請負費で1,183万3,000円につきましては、校内情報通信ネットワーク環境整備工事費となっております。

17節備品購入費1,639万7,000円につきましては、G I G Aスクールの関係の情報機器端末生徒用235台、教師用22台、合計257台の購入経費でございます。

それから、田上中学校その他事業で120万2,000円の追加をお願いするものでありますが、10節需用費の修繕料120万2,000円でございますが、浄化槽ブローが故障いた

しまして、早急に修理が必要なため補正をお願いするものであります。

続いて、4項社会教育費、1目社会教育総務費492万6,000円の増額をお願いするものであります。説明欄を御覧いただきたいと思います。生涯学習事業で460万2,000円を追加するものであります。2節給料から4節共済費につきましては、4月の人事異動で職員が1名増となったことから増額をお願いするものであります。

続いて、58ページのほう行きます。成人式事業で32万4,000円の追加をするものであります。令和元年度の成人式が新型コロナウイルス感染症対策のために11月に延期となったことから、必要な経費をここでお願いするものでございます。7節報償費、10節需用費、11節役務費ということでお願いするものであります。

続いて、2目公民館費6万6,000円の追加をお願いするものであります。内容につきましては、11節役務費、それから通信運搬費ということで6万6,000円。こちら電話料でございますが、旧公民館の警備委託をしておりますが、閉館しております。警備システムのチェックのための作動回数が増えたことにより通信回数が増え、電話料に不足が生ずるため増額をお願いするものであります。

5目地域学習センター費で120万円の増額をお願いするものであります。説明欄御覧いただきたいと思います。地域学習センター整備事業の備品購入費ということで120万円をお願いするものであります。こちらのほうは商工会のマイスタンプ会のほうから、交流会館や地域学習センターの図書購入費に役立てていただきたいということで10万円のご寄附をいただいたものと、株式会社堀内組様より創業110周年を記念いたしまして、子どものために役立てていただきたいということで110万円のご寄附をいただいたもので、この金額を交流会館や地域学習センターの絵本や児童図書の購入費として、使わせていただきたいということでお願いするものであります。

説明は以上であります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） まず、GIGAスクールのことなのですからけれども、3校にそれぞれGIGAスクール入るわけなのですが、前々からお尋ねしていることなのですが、高圧線の下でさえも健康によくないと言われている中で、健康面に関して調べていただけたかどうかお尋ねしたいのと、それからランニングコスト、あの後計算が出次第教えてくださいということだったのですが、まだ伺っていないかと思うのですけれども、導入に関してはそのように国からの助成が出ていますけれども、ランニングコストについても出るとは思うのですけれども、一応議員としてはとても気に

なるところなので、かなりランニングコストがかかるということなので、その辺分かりましたら教えていただきたいのですが、口頭だとメモしづらいので、もし口頭で説明するのであればゆっくり、できればちゃんと書面でも頂きたいと思いますが。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 中野委員のご質問でございます。まず、健康面という部分であります。Wi-Fiの電波の関係につきましては、総務省から電波の人体に関する影響というものが出ておまして、その中ではWi-Fi電波に関しては携帯等と同じ扱いになっているということで、熱作用という部分の、電子レンジを考えていただきますと、あれは熱作用と言われるようなものらしいのですがけれども、その熱作用による影響以外に根拠を示すことのできる影響は見つかっていないという見解が出ておまして、通常の携帯と同様の扱いで、健康面に関しては特に影響はないというふうな総務省の見解の文書は出ております。

それで、ランニングコストの関係でございますが、実際運用するに当たりまして、当然インターネット接続する経費というのが出てくるかと思えます。これから設計に入るわけなのですが、どういう形で設計を組んでいくかという部分を今現在調査中ということで、具体的なランニングコスト、中野委員が求められるような数値的なものに関しては現在まだ出されておられませんので、そこに関してはご了承いただきたいと思うのですが、インターネットの接続の経費というのが恐らく出てくるということで、どういうつなぎ方がいいのかという部分も含めて今研究中でございますので、それを含めて今後設計のほうに反映させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

教育長（安中長市君） そのランニングコストについてなのですが、一覧表にしてお渡ししたいのはやまやまなのですが、実はよく分かっていない部分がたくさんあります。普通に考えますと、今80台のタブレットを借りていますが、これが令和3年の8月終了ですので、それまではそのお金を払わなければいけないのですが、それを過ぎますと、令和4年度からはその分、今563万円を払っているのですが、その分は払わなくて済むことになります。今回入れる端末は買取りですので、その点についてはお金がかからなくなるわけですが、基本的にはゼロになるはずなのですが、このところがまだもう一つよく分かっていなくて、業者の説明とか文科省の説明ですと、フィルタリングについては、学校で使っている分には今私どもが購入する4万5,000円に1万4,000円足して5万9,000円の1台を買えばそれで十分だというふうに言っているのですが、家に持って帰ったら、もしかしたらそれはまずいのかもしれない。このところがもう一つよく分かっていなくて、も

しそういうふうになると、全ての端末にフィルタリングをかけると毎年300万円ぐらいかかると。ウイルスソフトについては、一括で年間16万5,000円で済むのですけれども、それは使わなくても大丈夫なのではないかというふうな見通しなのです。つまりこうやって途切れ途切れでしかご説明ができなくて申し訳ございません。これに関しては、先日県央の教育長さん方との会議の中で大分話をしたのですが、実はほかの市町村もなかなかこのランニングコストをきちんと出すことができないと悩んでおりました。

それから、もう一つ、購入して6年ぐらいたつと、また買い換えていかなければいけないと。そうすると、令和7年にまた買わなければいけないのですが、分かっていることは教師用が約330万円、これは多分単独でもしかしたら町が出さなければいけないかもしれませんけれども、子ども用の端末がどのような形で国が補助をしてくれるのか、または町も補助しなければいけないのか、それとも根本的にそれは個人持ちになるのか、これが多分この一、二年の中でみんな研究をしていくことです。文科省のほうにも聞いたのですけれども、文科省は今検討していると、そのことは一生懸命検討していると言って、正式な回答がありません。

以上です。

6番（中野和美君） 今話を聞いていますと、まだほとんど決まっていないうみで、将来的に怖い話なのですけれども、何とかしてくれることになるのでしょうか。質問なのですが、では今までの563万円かかっていたタブレットというのはリースか何かで契約をされていたのでしょうかということです。

それとあと、電磁波なのですけれども、電子レンジと変わらないぐらいだというふうな話を今お話……

（携帯の声あり）

6番（中野和美君） 携帯と同じぐらい。携帯も脳波によくないとか、ポケットに入れていると男の子なんか特に生殖器に問題があるとかということがあるので、身につけるのはなるべく気をつけていただきたいというふうに思って、それも目に見えないものなので、何とも確証はないのですが、健康面でやっぱりあのときそうだったではないなんていうことがないように本当に考えていただきたいと思います。

今までのタブレットでリースなのか、買ったのか、あと使用後はどのような処理をされるのか教えてください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 現在学校に設置をされております教育用PCの関係につきましては、現在リース契約でお借りをしております。リース終了後に関し

てはもらい受けという形で、こちらのほうで端末のほうは頂けるといいう形になっております。

あと、今ほどの健康面の関係、携帯電話と違いまして、1室の1か所にアンテナがあるものですから、体にアンテナがくっついているという状況ではないという部分だけのご理解いただきたいと思います。

6番（中野和美君） そうしますと、今使っているタブレットをもらい受けということ、これ一応今回GIGAスクールで購入したとしても、余分にそれだけまたあるという理解でよろしいですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） リース満了後も学校のほうに残るような形にはなりません。ただ、リース満了時には5年前のものということで、新しいものと比べると動きのほうがどうなのかなということで、通常使えるものもあるとは思いますが、全てが同じ状況で使えるものとは限らないということで、授業に使う分に関しましては、今回導入するもので授業のほうを行っていきたいと考えております。

6番（中野和美君） そうしますと、実際に今回それぞれ学校に来れなくて、家でオンライン授業なんかする場合、自宅にパソコンがない子のためにそういうのを貸し出すということも考えられますでしょうか。

教育長（安中長市君） 今まで文科省は学校にある端末を家に持って帰らせないという方向だったのですが、今回の新型コロナウイルスのことでそれも可能ですよとってきています。現実的にはそういうふうに行っているところもあるのですが、多分いろんなまたルールがついてくるのだらうと思います、いろいろな情報を守るために。もし持って帰れるなら、自分用の端末があるわけですので、それを持って帰ったほうが性能も全然いいですので、この80台に関してはまたどんな使い方ができるか、2年後のことですので、学校と十分検討していきたいと思っています。

2番（品田政敏君） 教育長の話だと大分これからの検討事案が多くて、今その中でフィルタリングに300万円ほどかかるという説明がありました。これは学校用のものを使うということは、これは検討とか何か言う以前に上なり、文科省なりの、基本的な部分で、こんなものはそっちで面倒見ろよと、メーカーでというか。例えば普通の携帯であれば、子ども用のものであれば多分無償でそれだけやってくれているのだらうと思います、アプリ入れるか何かだと思っておりますが、この辺は検討をプラスしてもらいたいと思います。

それから、47ページ、児童福祉費、この報酬の中で看護師となっています。どこ

の看護師になるのでしょうか。説明をお願いします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどフィルタリングの関係と幼稚園の職員の関係ご質問がありました。フィルタリングにつきましては、要は端末のメーカーの説明では、学校で使う分にはフィルタリングは学校のほうである程度制御ができるという部分で話ございましたので、極力経費のかからないような形で進めていきたいというふうにこちらは考えております。300万円というのはフィルタリングソフト年間ライセンス料ということで、全台数に入れた場合これぐらいの経費がかかるという金額でございますので、参考の数字としていただければと思います。

あと、職員の関係、看護師ということで、どこの誰がという話になるのですけれども、庁内で採用しました看護師資格を持つ方を採用して……

（何事か声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 竹の友幼稚園で今まで正職で保健師がいたのですけれども、4月の異動でこちら役場のほうに引き揚げたものですから、保健師、看護師の資格を持つ者がいなくなったということで、このたび臨時で会計年度任用職員ということで採用しまして、1名配置をしたところでございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。

ちょっと伺うのですけれども、今ほど中野委員からG I G Aに関してのランニングコストの質疑がありましたけれども、詳細な数字は分からないというような答弁だったのですが、実際に、細かい数字は別として、最大でこれぐらいかかるのではないかというような目安であったりとか、全くランニングコストどれぐらいかかるか、導入はするけれども、分かりませんみたいなことではいけないのだろうと思うのです。そういった部分含めて、最大でどの程度かかるかもしれないというようなものがあれば、少し示していただきたいというふうに思います。G I G Aもそうですし、空調のほうもランニングコストがどの程度かかるのかというふうな話も以前聞きましたけれども、まだ数字として出ていないというふうなことなのですが、今回予算の審査になるので、導入はするけれども、今後ランニングコストどれぐらいかかるか分からないなんていうわけには、いかないのではないかなというふうに思いますので、そのあたりのランニングコストどのようになっていくのか、説明をもう少し丁寧にしていただきたいというのが1点と。前回の全協の中でもG I G Aに関しては説明をいただいています。その中で説明はなかったのですが、新型コロナウイルスの臨時交付金の申請を上げている中にG I G A入っていますよね。その中では、説明されていなかったソフトウェアであったりとか消耗品に関して非常に

大きな金額が入っていました。それが今回の予算の中ではどこに当たるのかという部分と、あとその内容を少し丁寧に説明をしていただきたいなと思うのですけれども。

教育委員会事務局長（小林 亨君） ランニングコスト具体的にどれぐらいかかるかという部分でございます。基本的にランニングコストと言われる部分で、先ほど話したように通信費というのが出てくる、これまで想定の中では今現在の学校のネットワークの中でどうかなという部分も考えていたのですけれども、その後いろいろ業者の話を見ると、単独で回線を引っ張ったほうが良いというようなことの中で、それを引くことによって3校で年間通信費50万円ぐらい出てくる可能性があります。

あと、そのほかに空調の関係で言いますと、昨年度空調をフルに使っているわけではないので、昨年度の電気料で空調設備1年間使った状態がどれぐらいかというのははっきり出ていない部分もありますし、それにプラス今度は食堂棟の関係、それぞれ羽生田小学校で6台、田上小学校で4台という空調機器が入るのですけれども、そこについても今現在具体的に電気代が年間どれぐらい、どれぐらいの時間動かすかにもよって全然違ってくるのですけれども、その辺の使い方であるとか、その辺もまだ学校と調整しておらないわけなので、大変申し訳ないのですけれども、今ランニングコスト、空調の関係に関してははっきりした数字が出てこないということでもあります。

それから、臨時交付金の関係で、ソフトであるとかということでのせていた部分あるのですが、臨時交付金の中でのせたときにはそういった形で、ソフトも一緒に導入したりということ考えていた部分あるのですけれども、基本的にその後いろいろ考えていく中で経費を極力抑えるということで、ソフトに関してもこちら側でこのソフトが良いと言って選んでも、学校で使えないとか、そういった部分もあると非常に宝の持ち腐れみたいな形になりますので、今回あくまでも端末整備ということで重点を置きまして、ソフトの関係、臨時交付金の関係でものっていましたけれども、今後の修正の段階で削っていきたいということで今考えております。

教育長（安中長市君） ソフトの関係なのですが、今度入れる子ども用の端末はクラウド方式で自分のところから、機械の中にソフトがなくてもインターネットに入って、インターネットの中のソフトを自由に使えると、そういうのなのです。非常にソフトの今までと違っていろんな使い方が、いろんなソフトができるのだと思うのですけれども、実際それをどのような形で使っていけるかということに関しては、まだ

学校とたくさん相談をすることができないでいます。それがどれぐらいの形でできるかということに関して、早く機械が入って、その中で検討していかなければいけないと思っています。最終的に機械が入らないと難しいと思うのですが、それが遅くなったらどうなるかということが危惧されています。この夏休み中にそのことも含めて学校と検討して行って、来年どんなソフトが必要なのか、12月の予算を組み立てるまでに考えていきたいと思っています。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、今の教育委員会の答弁だと、つまりは新型コロナウイルスの臨時交付金のほうの申請している内容には盛り込んではいけるけれども、今回の補正予算の中には入っていないという理解でよろしいでしょうか。それが1点と、そうすると全協のときに入っていた資料の中の消耗品費って恐らくカバーではないかなと勝手に推察しているのですけれども、そういった端末に対するカバー等はどうしていくのか、ここに入っていないとするならばカバーをどうするのかという問題と、実際に端末は何を選択するのかということは方向性決まったのでしょうか。そのあたり説明願います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどの消耗品の関係、カバーということなのですが、それについてはカバーが必要な端末であれば当然用意しなければいけない部分だと思います。それに関しては端末の代金の中に一応盛り込んだ形で予算のほうは上げてございます。

端末のOSの種類ということなのですが、基本的にランニングコスト的に後々経費が発生してこないような形のものを今選定しようかなと思っています。けれども、それについては今こちらのほうで考えておりますのはクロームを考えて、今検討しているところでございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） クロームということなのですが、これだけ大きな金額になりますので、どういった端末になってくるのか、資料はそれは少しそろえていただいて、提出をしていただきたいなというふうに思います。どういった端末を、どういったOSを活用していくのかということは委員会だけではなくて、全議員に配付するような形で資料をまとめていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

一番大きなところは端末ですよね、入替えになってくる。通信費というのはそう大きくなりません、今おっしゃいましたけれども、3校全校で50万円というふうにおっしゃっていましたが、そこにフィルタリングをかければ年間300万円ぐらいかかるかもしれない。マックス350万円ぐらいなのだろうというふうに思うのですけ

れども、ただそこでそれ以外のソフトやアプリケーションを使うとなればそういった部分の費用が発生してくると思いますし、一番大きなものは数年後やってくるであろう端末の入替えだというふうに思います。実際に今端末の入替えに関しての補助メニューというのは一切ないわけですよ。そうなれば、最悪何もなければ7,000万円ぐらいを5年、6年でやっていかなければいけないなんていうふうに、可能性としてゼロではないですよ。それは今のこの午前中の財政調整基金の残高推移見れば、なかなか耐えられるようなものではないだろうというふうにも推察いたしますので、この部分を真剣にどのように展開していくのかというのは、しっかりと示していく必要があると思います。最悪そういったことを含めて、どのようにここを乗り越えていくのかということ、教育委員会も導入時からしっかりと検討して我々に明示をする必要があると思いますので、今ここで多分答弁はできないと思いますので、それは宿題として持ち帰っていただきたいなというふうに思います。

教育長（安中長市君） 今今井委員長がお話をした最後の6年後、7年後に端末を入れ替えなければいけないときにどうしていくかというのが最大の課題だと思っています。前回首長と、それから教育長が3分の1ぐらいいたオンライン会議をしたのですが、そのオンライン会議で質問が幾つか出たのですが、一番多かった質問がそれです。それから、2番目の質問が家に環境がないお家のところにどうやって通信料を誰が払っていくのかと、この2つの問題が大きく議論されていましたが、文科省の方は残念ながら今一生懸命検討中ですということです。ランニングコストが今すぐ出せなくて申し訳ないのですけれども、大まかなものでもできたら、すぐにでも出せるように努力いたします。

それから、先ほど言いましたどの機種を入れるかということに関しては、今は私どもは一応クロームで出しておるのですが、これ決定ではなくて、また正式に後から調査が来て、私どもが業者とやり取りをしていく中で決めるのですけれども、新潟県、3分の1がクロームで、3分の1がウィンドウズで、3分の1がアイパッドです。つまり3つとも長所と短所があるのです。その長所と短所をもう一度よく私どもまとめて、それからこの間もお話をさせていただいたのですが、教員の異動は8割、7割ぐらいは県央なのです。田上に来る先生は、大体加茂か三条か燕か見附から来るのです。このところは全部クロームですので、今のところそういう予定だということです。先生方が異動してきたときに、3つの会社大きな違いはないと言われているのですけれども、異動してきたときに同じもののほうが使いやすいのかなということです。今3つの学校の先生方にもどれがいいか検討してくれと

校長先生には言っておるのですけれども、近日中に決めていかなければいけないと思っております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 最後に、端末を子どもたちが利用するので、落として壊す、液晶が壊れるとか出てくると思うのです。そういった際の機器の補償ではないですけれども、そういったのはどのような形に対応していくようになるのか。そういった補償等の何かにつけていくのかとか、その辺なんかはこの予算の中には今入っているのかいないのか分からないのですが、その辺も説明してください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 端末の故障に関しましては、今回メンテナンスの経費に関しては今予算の中には上げておりません。それを付随して予算計上すると、台数が多いものですから、非常に大きな金額になります。こちらのほうの考えといたしましては、予備機を数台用意いたしまして、端末の補償に関しては外して、端末の交換という形で対応をしていきたいと考えております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ではそうしますと、各学校でそれぞれ予備、壊れたときに取り替えられる端末を多めに準備をしておくということになりますよね。およそそれが小学校のほうは恐らく補償というか、そういったリスクとしては高いのだらうと思うのですけれども、どの程度予備として準備をしておくものなのでしょう。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 台数に関しては、今計上してあるものは要は令和元年の5月現在の児童数ということで計上してあります。令和2年度に関してはまた若干の変動ございまして、その中で数台予備機的なものが出てくる、もしくはその年度、年度で予備費数台分を予算計上させていただくケースも考えられますし、今出ているG I G Aスクールモデルという端末の機種なのですけれども、結構落下に関してもある程度丈夫なような作りになっているということで、ディスプレイの損傷に関しては極力少ないような形で、ある程度落としても大丈夫なような形で製造されているということでございまして、ディスプレイの割れというよりは、機器本体の不調というのが心配されるところでありますけれども、そういった部分で先ほどの予備機何台よいかというと、今データ持っていないのですけれども、予備機的には数台ということで、各校数台あれば足りてくるのかなということで、今こちらのほうは考えております。

教育長（安中長市君） 保険料なのですが、保険料1台年間で3,000円ぐらいかかるのです。それが700台あると大変なお金になります。何台かは壊れると思うのですが、予備機と、それから壊れたら新しく購入したほうが経費的には安いというふうに教育

委員会は判断しました。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君）　今る言われたのだけれども、資料が全くない。これで通せというほうが無理ではないですか。私クロームというのは知らない。でも、見たらグーグルのOSだということを知りました。ウィンドウズとの関係で様々なソフトは互換性があるのかどうか、そういうパソコンを知らない私でも分かるような資料必要でしょう。

それから、率直に言わせてもらおうと、ランニングコストのおおよそが分からないというのは、私調査していないからだと思います。そうではありませんか。実際にほかの県で入っているところあるのでしょうか。そこへ問い合わせれば分かるではないですか。そういうことも用意できないで、そしてこの予算を通してくれというのは、あまりにも率直に言う失礼だと思う。しかも、1年前教育長はある議員の質問に対して、子どもたちとは実際に面と向かって教えるという、あるいは教わるということが大切なのだと。私それを聞いてずっと印象に残っていたのです。なるほど教育というのはそういうものなのだなど。教育長がおっしゃっていたのです。ところが、突然にリモートだ、リモートだと言って、莫大な予算を提示をする。そこは国の予算の関係があることは承知しましたけれども、それなりに調査・検討して、議会に対しても誰に対しても説明できる、なるほどそういう考え方、なるほどこれだけ金かかるのかということが分かって当たり前ではないですか。予算提案しておきながら、ランニングコストも分かりません。それから、OSについても説明がクロームだけだと。資料も何もなし。私率直に言って議会ばかりにしているのではないかとしか思えないのです。そうではありませんか。今までだってそうでしょう。議会に必要な資料を全部提供して、これやるから、ぜひ認めてほしいということが執行者としての当然の姿ではないですか。単なる予算書説明しているだけではないですか。誰でもできるでしょう。非常に私教育委員会に対する一体何を考えて提案するのだろうか、よく町長部局もそういうことによしとしたものだと思います。ランニングコスト分からないまま提案してどうするのですか、教育部局。財政どうするのですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君）　大変申し訳ございません。OSの関係の資料、前回全協のときに一緒に出せばよかったのですけれども、大量の資料の中から抜き取るのを失念しておりましたので、大変申し訳ございません。

ランニングコストの関係につきましても、現在のリース料等のデータに関しては持っていたのですけれども、今ほどおっしゃいます通信費の関係、具体的な方策が

決まっていない関係でなかなかこちらの調査が遅れておりまして、大変申し訳ないと思っております。大変申し訳ございません。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 大体ランニングコストはどこのメーカーの何を入れるかによって、ランニングコストが大きく変わるといのはほとんどないはずですよ。通通信費なのだから。Aさんのところでやったら倍になって、Bさんのところでやったら2分の1になるという、そんな日本の市場ありません。やる気になれば、県外調べれば分かるのです。新潟県は、もう既に入っているところあるのですか。あったらそこで調べればいいではないですか。なければ県外でも、あなた方のルートあるでしょう。行政上のルート。そういうことをやらないでおいで提案するから、私はすごく不信感に思うのです。やるべきことをやっていない。ここでごめんなさいと謝ればそれで済むと考えているのではないですか。町長に言いたい。よく町長そんな教育委員会が説明できないものを提案するのをよしとすること自体問題です。私は、議会議員の一人として、町が提案したこと、教育委員会が提案したことをあれもこれも否定しようなんて思っておりません。でも、必要なものが知らないわけでしょう。そんな提案していいのですか。おかしいでしょう、そんなの。口頭でしゃべればいい、とんでもないです。必要な書類はしっかりと出す。ほかの町長部局だってしっかりと説明書を出しているのではないですか。国保の減免についても、どういうケースにどうなるのかみんな出しているのではないですか。何で教育委員会は出せないのですか。何千万円も投資するのでしょうか。不思議でしょうがない。何で教育委員会だけはそれが認められるのですか。議論にならないではないか。言ってみれば何を質問していいか分からないでしょう、資料がなければ。

町長（佐野恒雄君） 資料不足であることは認めます。十分気をつけたいと思います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 教育長、あなたの責任ですよ。いいですか。ちゃんと答弁してください、今のやつ。事務局長でないです。教育長なのです、責任者は。提出責任はあなたが持っている。

教育長（安中長市君） 教育委員会としましては、今年度から3年間かかって入れていくというシミュレーションをいたしました。そのシミュレーションは手元には持つておるのですけれども、このシミュレーションができてから変わりました、今年度全部入れるということで。今年度全部入れるというのに関してもシミュレーションをつくらせていただいているのですけれども、フィルタリングのこと、ウイルスソフトのこと、それから通信料のこと、このところがまだはつきりできなくて出せないでいました。大変申し訳ございませんでした。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 途中経過だっていいのです。スーパーマンではないのだから、間に合わなければ間に合ったところだけでも出す必要があります。今後気をつけていただきたい。何度も言いますが、よろしくお願いします。

終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 今高橋委員からもご指摘あったように、非常に重要な部分だと思うのです。実際にどのようなソフトを使っていくのかまだ決定していないといいましょうか、方向性がはっきりしていないものの数字は見えないかもしれないけれども、そういうふうになった場合にこれくらいおおよそかかるのではないか、概算でもいいと思います。実際に通信費なんかは確実にかかる費用ですよ。そういった確実にかかる費用と、あとは今後もしかしたらかかるであろう経費、推定でもいいと思います。概算でもいいですので、既におおよそ見えている数字に関してはあるわけですよ。そこはしっかりと説明をする責任があると思いますので、それは資料をまとめていただきたいというふうに思います。今ほどOSに関してもありましたとおり、この議会中に、今日か明日しかないですけども、資料はできれば提出をしていただきたいというふうに思いますが、実際にそういったことが部局として作れるかどうかというのは確認をしないといけないなと思いますので、委員会としてはそこはきちんと説明されるべき内容だと思いますし、資料として提出されるべき内容だと思いますので、その辺実際どんなものなののでしょうか、教育委員会部局としては。

教育長（安中長市君） 大変申し訳ございません。少し不確定な部分もありますが、それではシミュレーションの一覧表と、それから3つの機械の特徴についてあした出させていただきますが、今日ちょっと無理なので、どうでしょうか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 委員の皆さんにお諮りしたいと思うのですが、今ほど教育委員会のほうからは資料は今日中の提出、言わば付託案件審査中の提出は非常に難しいというような回答でありました。そういった中でこの審議をそのまま続けていかざるを得ない形になってしまうのですけれども、そういった部分で委員の皆さんからはご理解いただきたいなというふうにも思うのですが、ただしかしながら予算額としては非常に大きい額になりますので、あまりその部分を簡単には酌み取れないという側面もあるのです。その部分を委員の皆さんにご意見を聞かせていただきたいというふうに思いますので、ご意見ある方はご発言いただけるとありがたいなと思います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 議会と執行との関係で改めて言います。あなた

方は、執行権持っているのです。でも、我々は審査権を持っているのです。執行権持っている側は、審査権持っている側に、あなた方の思いどおりの採決をしてくれるように必要な書類を出すのは義務なのです。そして、私たちがいろんな角度から質疑をしても揺るがない答弁をし続けることがあなた方の使命なのです。しかも、今回は全く資料がない。はっきり言うと、資料ないときは提案しない。5円や10円や1万円や100万円別ですよ。私が言っているのは、何千万円も使うわけだから、そういうときは資料が間に合わなければ提案を見送る。そして、6月議会できなければ9月議会。どうしても契約上必要であれば臨時議会に出させてもらうとか、そういう提案をすべきなのです。ごめんなさい言ったら済むという、その感覚自体が私はどうしても理解できないのです。これはどうしても皆さん肝に銘じてほしいのです。私も当選させてもらってから1年過ぎましたけれども、各部局の皆さんは各課がどんな資料を出して説明しているか見ているでしょう。我々は、その資料に基づいて、条例なんか見たって分からないのです。その資料に基づいて、この条例はそういうことを言いたいのだが分かるからこそ、よし、分かったと賛同でしょう。あるいは、資料出されたけれども、ここおかしいと言って疑義があって質疑するわけでしょう。そういうこと一切できないではないですか。だから、私は議会をばかにするのかというのです。つまり質疑ができないような提案をするのです、あなた方が。それで、詰められるとすみませんでしたと言うのです。次もやっぱり同じことを繰り返しているのです。私1回や2回なら許せます。3回やっているのです、もう既に。だから、普通ならこれ否決です。私は今否決をすべきだという主張しませんが、普通なら否決にならざるを得ないのです、これ。ここをぜひ肝に銘じてもらいたいと思います。

終わり。

教育長（安中長市君） 改めて謝ります。申し訳ございませんでした。どうしても不確定要素がたくさんあり過ぎて、一覧表にしないできてしまいました。一生懸命あしたまでまとめます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 委員の皆さんにご意見求めたのですけれども、高橋委員の意見というのは、実際問題今資料がなくともこの審議を、付託案件審査を続けていくというような意味合いで私は捉えさせていただいても、それともやはり……

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） だからといって今回……

社会文教常任委員長（今井幸代君） それをしっかりと当局として反省してほしい、そ

れをしっかりと踏まえて、今後気をつけてほしいということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） だからといって私は反対討論するというつもりはない。いいよ。だけれども、これで3度目なのだから、やめてほしいと言っているのです。今度4度目になりますから、4度目は堂々と反対しますから、こんなことやったら。

9番（熊倉正治君） 私は資料はあったほうがいいなどは思っていました、提案者側は全員協議会の中である程度話をしているから、それでいいのだろうという判断だったのだろうというふうに私は理解をします。ただ、今いろいろ委員の中で議論はありますが、これだけのお金を出すとすれば、全員協議会のお話と多少違っているわけですから、資料が独り歩きをしない程度の資料は出すべきだと思います。どうしても議会に出してしまうと、そのことが事実になってしまって、あのときこうではないか、こうだったではないかということになりかねないというの私も心配はします。今分かる、出せる範囲内のもので私はいいのだろうと思います。あまり具体的なものは、むしろ機器の整備の中でまた入札とか何かもあるのでしょうか、あまりそういう決まっていない、具体的でないようなものは私は出すべきではないと思います。その辺を配慮した中で出せるのであれば、必要最小限のものは出していただきたいというふうに思います。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかの委員の皆さんも、ほかよろしいでしょうか。

それでは、教育委員会のほうには明日この今議会中にまずはOSに関する部分と、現在分かり得る概算で構いませんので、そういったかかってくるであろうランニングコストに関しては、きちんと資料をまとめていただいて提出していただくということが1点と。高橋委員おっしゃられるように、これまでも教育委員会に関してはそういった指摘が重なってきています。今回であれば非常に大きな予算額になりますので、町長部局も含めてそういった部分をしっかりと連携をして、こういった説明不足といたしまししょうか、資料不足等にならないように以後十分気をつけていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかにご質疑ある方、ご発言願います。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、議案第38号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第39号を議題といたします。

執行の説明求めます。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書の65ページのほうをお開きいただきたいと

思います。議案第39号 令和2年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出それぞれ33万円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,273万円とするものでございます。

この内容につきましては、国民健康保険システムにおいて令和3年3月からオンライン資格確認業務というものが開始されるということでございまして、田上町の今現在保険証等につきましては、行政区番号、例えば本田上1区でいいますと011というような番号が振られてありまして、その次に保険者番号が入っておるのでございます。そのような関係で、統一化されますと、町のほうで必要であった011という行政区番号が入っていると、保険者を今度特定できないというようなこととなりますので、保険者番号等を取る業務を委託したいということで、33万円をお願いするという内容であります。

歳入につきましては、70ページのほうを御覧いただきたいと思いますが、33万円一般会計のほうから事務費繰入れをお願いするものでございますし、歳出のほうにつきましては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で業務委託料33万円をお願いするという内容であります。

なお、今回行政区番号を取る様式、券面なのですが、まず今ほど申し上げました被保険者証、それから資格者証、それから限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、それから減額認定証、特定疾病療養受療者証の6帳票について、田上町では今現在行政区番号が入っておりますので、それを取るという電算業務委託料になりますので、よろしくお願いいたします。

なお、財源の措置なのですが、今のところ繰入金で対応する予定なのですが、今のところ国に確認しておりまして、特別調整交付金の対象になる可能性もあるということですので、一応報告だけさせていただきます。

以上で説明のほうを終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について、ご質疑のある方、ご発言願います。

2番（品田政敏君） 今日朝のニュース見てきたのです。その中にマイナンバーが保険証に代わるのだというような論議が今出ていたのですが、これとは関係ないのでしょいか。

町民課長（田中國明君） 関係ございません。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第39号に対する質疑は終了いたします。

それではここで、暫時休憩したいと思います。10分間休憩時間取りたいというふうに思いますので、4時5分まで休憩としたいと思います。よろしく願いいたします。

午後3時57分 休 憩

---

午後4時03分 再 開

社会文教常任委員長（今井幸代君） 4時5分再開と申し上げておりましたが、皆さんおそろいであるので、会議を再開したいというふうに思います。

最後に、議案第40号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、議案書の72ページお聞きください。議案第40号令和2年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,621万1,000円とするというものでございます。今回の補正の主な内容といたしましては、初日の提案理由でもお話ししてありますけれども、一般高齢者事業委託料におきまして、送迎費の値上がりにより今後不足が見込まれるために、歳入歳出とも増額をお願いするというものでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、変則でございますが、歳出から説明させていただきますので、79ページお聞きください。79ページになります。歳出でございます。3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業、1目一般介護予防事業でございます。補正額ということで21万1,000円追加をお願いしたいというものでございます。説明欄でございますけれども、一般介護予防事業費、委託料ということで、一般高齢者事業委託料21万1,000円の追加ということでございますが、この一般高齢者事業委託料というものがアクティブシニア教室でございます。このアクティブシニア教室につきましては、田上町スポーツ協会に委託をして行っているわけでございますが、田上町スポーツ協会からタクシー会社の料金改定があったということで、委託料の増額の申出がございました。このアクティブシニア教室につきましては、週1回ジャンボタクシーを使って送迎を行っておりまして、増額の申出があったということで内容を精査いたしました。精査したところ適正であると判断して、その不足分をまず増額をするというところでございます。この増額をする分ということで、金額で言いますと44万6,000円ということになります。増額分としては44万6,000円になります。あわせまして、こ

のたび新型コロナウイルス感染症拡大防止のために4月10日から5月31日までアクティブシニア教室を休止をいたしました。その分の不用額を減額し、その相殺分を増額したというものでありまして、このアクティブシニア教室を休止した分の不用額というのが17万4,000円になります。これ先ほど言った増額分として44万6,000円、今回休止に伴う不用額ということで17万4,000円、これを差し引きますと27万2,000円になるのですが、今回当初予算の段階で、当初契約で6万1,000円の請負差額がございましたので、27万2,000円から6万1,000円を差し引きますと21万1,000円という額になりますので、こういう事情といたしますか、こういうことで補正をお願いしたいというものでございます。

戻りまして、歳入、77ページをお開きください。介護保険の特別会計につきましては、各項目については法定で負担割合が決まっておりますので、最初に歳出を説明させていただいたというものでございます。77ページの歳入ということで、3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金5万2,000円の追加でございます。これは、歳出額21万1,000円の25%でございます。

続きまして、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業交付金5万6,000円の補正でございます。これは、歳出額の27%でございます。

続きまして、5款県支出金、2項県補助金、1項地域支援事業交付金2万6,000円の追加でございます。これは、歳出額の12.5%でございます。

78ページに移ります。7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金でございます。2万7,000円の追加でございます。これは、歳出額の12.5%でございます。

その下、最後であります。繰越金ということで5万円補正しております。これは、財源調整ということで5万円を追加させていただいたところでございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） ジャンボタクシー代なのですが、今週1になっていきますけれども、年間何回になっているのか、1回についての単価はどのくらいになっているのかを報告してください。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 年間当初では47回見ております。それで、単価としては2万1,000円ございました。

(1回の声あり)

保健福祉課長(渡邊 賢君) 1回です。当初では47回、単価としては2万1,000円。1回というか、タクシーのことを申し上げますと、火曜日の教室でタクシーを使っております。タクシーにつきましては2便、1台のタクシーが2つ回るのです。川船からコミュニティセンターに行く部分、あと原ヶ崎からぐるっと田上の方面回ってコミュニティセンターに行くという2便あるのです。それで、年間では47回、47日と言ったほうがいいかもしれませんが、というのがございます。今回は増とする分としては36回分です。36回というのが、この議決をいただいてから変更契約をしますもので、この議決をあしたもしいただければ、明日以降3月末までが36回になりますので、その分を変更契約をして増とさせていただきたいというものでございます。

ちなみに、タクシー料金値上げということで44万6,000円と言いましたけれども、2万1,000円から3万円に上がるということでございまして、大体44キロ1日で走りますが、単純に1キロ当たりで換算すると205円の増という形になります。1キロ当たり205円の増ということで、いろいろ精査した結果このような形になるということになっておりますので、よろしく願いいたします。

6番(中野和美君) アクティブシニア教室の利用状況を教えていただけますか。

保健福祉課長(渡邊 賢君) アクティブシニア教室につきましては、参加実人員としては80人ほどいらっしゃいます。それは全部の教室です。非常に好評をいただいております。休みの間でも、一般質問でもありましたけれども、DVDを作ったりとか、スポーツ協会の方からは本当にいろいろご協力していただきまして、参加者からも好評をいただいております。

6番(中野和美君) そうしますと、今後公共交通などを導入した場合、こちらのほうの公共交通に切り替えていくのか、これはこのまま教室に合わせて運用するのか、どうでしょうか。

保健福祉課長(渡邊 賢君) 今すぐ実現するかどうかは別といたしまして、将来的には歩いてでも行けるとかいうことで、町内に幾つかもっとやれる場所を確保していきたいなという考え方はあります。公共交通の利用も今後あるかもしれませんが、その先のことを今考えていまして、近くにこういうのができるというところがあると皆様やりやすい、運動もしやすいというような形で広げていければいいなという考え方はございます。

社会文教常任委員長(今井幸代君) ほかにありませんか。

ないようですので、議案第40号に対する質疑は終了いたします。

それでは、これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第31号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第33号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第38号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

6番(中野和美君) それでは、明日中に資料をまとめていただくということで、社文の担当課のほうよろしく願いいたします。それをもちまして……

(討論……の声あり)

6番(中野和美君) 反対ではないのですが、やはりちゃんと資料を整えていただきたい、それだけお願いいたします。

社会文教常任委員長(今井幸代君) ほかにご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第39号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり決定しました。

それでは最後に、議案第40号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり決定をいたしました。

それでは、これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。長時間、皆さん、お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

---

午後4時19分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年6月24日

社会文教常任委員長 今 井 幸 代